

使用関係がいったん中断されたものとみなし、喪失・取得届、定年による退職であることが明らかとなる就業規則の写し等を提出することにより、再雇用後の給与に応じた保険料を徴収されていました。

☆今の状況

「高年齢者の雇用の安定等に関する法律」により、定年年齢の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年制の廃止、いずれかの制度導入が求められていること、また、実際、定年制のない会社も存在する現状で、定年退職に限り、上記の取り扱いを認めているのは不公平であるという意見がありました。

☆今年の9月1日からこう変わります！

特別支給の老齢厚生年金を受けることができる方で、退職理由を問わず退職後再雇用されるすべてのケースで、資格喪失届・取得届と、新たな雇用契約を結んだことが明らかにできる書類(事業主の証明等)添付して提出することにより、再雇用された月から、新たな給与に応じた保険料の徴収がされ、負担が軽減されることになり、給与と在職老齢厚生年金の調整で、年金額が増加します。ただし、注意が必要なのは、健康保険の傷病手当金を受給なさっている方です。この場合、低くなった標準報酬月額により傷病手当金の給付額が計算されることになるのです。

~~~~~編集後記~~~~~

今回は、お盆ということもあり、トピックスはお休みとさせていただきます。どうも、すみません。(ひびきのみつこ風に)

友人の奥様で、みつこにそっくり、という方がいらっしゃいます。友人は、「とてもかわいいんだよ！」と言っておられます。

ぜひ、ぜひ、いちどお目にかかりたいと思っています。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
